

茨木市役所庁舎内での弁当等販売事業者募集要項

茨木市役所本館地下1階で弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認の上、お申し込みください。

1 目 的

茨木市役所南館9階スカイレストランが閉店したことから、来庁者及び職員等の利便性の確保を図るために、暫定的に、安価で弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者を募集するものです。

2 内 容

- (1) 所 在 地 茨木市駅前三丁目8番13号
- (2) 販売場所 茨木市役所本館地下1階
- (3) 販売スペース 約2平方メートルを5事業者分設置
※事業者ごとに週1～2回程度を想定していますが、応募状況に応じて、日程を調整させていただきます。
- (4) 販売期間 令和8年10月1日から12月28日まで（土、日、祝日を除く）
※状況に応じて、変更する場合があります。令和9年1月以降も本事業を継続する場合は、再度募集する予定です。
※令和8年10月31日までは試行期間とし、不相当と認められた場合は、販売事業者としての決定を取り消すことがあります。
- (5) 販売時間 準備及び片付けを含めて、午前11時から午後2時まで
※販売については、午前11時30分から午後1時30分まで
- (6) 使 用 料 無料
- (7) 販売実績 現在本館地下1階で実施している弁当等販売では、5事業者合わせて一日あたり平均250食程度を販売（パンを含む）
※今後の売り上げを保証するものではありません。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 茨木市内で飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）を営んでいること。
- (2) 茨木市税等、税金の滞納がないこと。
- (3) 弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (5) 茨木市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (6) その他、本事業の事業者として不相当と認められる事業者でないこと。

4 応募申込手続

(1) 応募方法

① 電子申込み

本市ホームページから必要書類をダウンロードし、メールで送信してください。URLは次のとおりです。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/soumu/jinji/menu/50933.html>

【受付期間】 令和8年8月19日（水）～令和8年9月11日（金）

【送 信 先】 kosei@city.ibaraki.lg.jp （茨木市職員厚生会事務局 宛）

② 郵送申込み

簡易書留郵便等で、必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期間】 令和8年8月19日（水）～令和8年9月11日（金）消印有効

【送 付 先】 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所 職員厚生会事務局 （総務部人事課内） 宛

③ 持参申込み

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】 令和8年8月19日（水）～令和8年9月11日（金）

※土、日、祝日を除く

午前8時45分～午後5時15分（正午～午後0時45分を除く）

【提 出 先】 茨木市役所 職員厚生会事務局 （総務部人事課内）

(2) 必要書類

① 茨木市弁当等販売申請書

② 販売メニュー企画書

③ 市税について滞納のない証明

※茨木市役所本館2階市民税課で発行しています。

④ 食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

※現在本館地下1階で弁当等販売を実施している事業者のうち、既に提出済みの営業許可証が、令和8年12月27日時点においても有効である場合は再度の提出は不要とします。

5 販売事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者の対象とします。ただし、応募が多数の場合は抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

① 応募資格のない者によるもの

② 指定の日時までに提出がなかったもの

③ 記載内容に不備があるもの

(2) 販売予定事業者の決定及び公表

販売予定事業者の決定は、令和8年9月17日（木）頃を予定しています。事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果をお知らせします。また、本市ホームページに販売予定事業者名を掲載します。

6 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、茨木市職員厚生会はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、茨木市職員厚生会の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項、仕様書の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

7 その他

- (1) 弁当等は、各店舗等であらかじめ製造されたものに限り、市役所庁舎内で調理や盛り付けをするものは販売できません。
- (2) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (3) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。
- (4) 販売する弁当等に関するトラブルについて、茨木市職員厚生会では一切の責任を負いません。
- (5) 茨木市職員厚生会では、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (6) 共有物は適正に管理してください。
- (7) 食品については、個包装した物のみを販売してください。
- (8) 従業員の体調管理を徹底してください。

問い合わせ先

茨木市職員厚生会事務局（総務部人事課内）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072（620）1601